

## 認証要綱第5条（6）に規定する共通評価対象領域

評価機関は、この共通評価対象領域を踏まえて、必要な評価項目を各対象分野（障害、高齢、児童）のサービスの種類ごとに設定する。なお、この領域を踏まえた評価項目以外に、評価項目を設定しても差し支えない。

### （1）人権の尊重

利用者の権利を保障し、プライバシーの保護を図るとともに、身体拘束や体罰、虐待の防止に取り組むなど、人権への配慮に関する領域を評価の対象とする。

### （2）意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供

利用者満足の向上に向けた取り組みや利用者が意見等を述べやすい体制の確保、利用者の意思や思いをくみとる努力などを通じて、利用者の意思や可能性を尊重し、あるいは、健やかな成長を促し、発達を保障するなど、利用者がその人らしくいきいきと自立した生活を送れるような支援に関する領域を評価の対象とする。

### （3）サービスマネジメントシステムの確立

サービスの質の向上に向けて、福祉サービスの標準的あるいは個別的な実施方法や苦情解決・利用者満足向上のしくみの確立、再評価と見直しなど、サービス管理システムに関する領域を評価の対象とする。

特に、利用者の安心や安全を確保するため、事故防止対策を中心としてマニュアル・規程類の整備等、危機管理体制の確立と対策に関する領域を評価の対象とする。

### （4）地域との交流・連携

地域のニーズに基づき、施設機能やノウハウを地域福祉の資源として活用し、地域住民の一員として地域住民やボランティアの活動・交流の場の提供、事業の地域展開、専門機能の地域への還元や関係機関と連携するなど、地域福祉を推進することに関する領域を評価の対象とする。

### （5）運営上の透明性の確保と継続性

社会福祉基礎構造改革等の流れ、時代の環境変化やニーズをふまえ、地域や社会から信頼される事業者として、経営者の責任を明確化し、そのリーダーシップのもと、法令等を遵守し、理念や基本方針、中・長期計画を策定し、職員や利用者への周知を行なうとともに、経営改善や情報開示に積極的に取り組むなど、事業運営に関する領域を評価の対象とする。

### （6）職員の資質向上の促進

質の高いサービス提供のために、職員の資質向上に向けて、研修の基本姿勢の明示、個別研修計画の策定・見直しなど、研修の充実に取り組むとともに、人事管理体制の整備、職員の処遇・就業環境への配慮、実習生の受け入れなどに関する領域を評価の対象とする。